

## 方針1

点検報告率向上に繋がる手段について、引き続き事例の調査及び関係団体へのヒアリング等を行い、有効と考えられるものを消防機関等に対し情報提供する。

## 方針2

点検未実施又は点検が適切に実施されなかったことにより発生した消防用設備等の不具合事例について、関係工業会に聴取し啓発に用いる。

## 方針3

点検に際し資格が必要となる範囲について、防火対象物の面積という観点に加え、設置されている消防用設備等の種類から特に専門的な知識及び技術が必要となるものはないか等、引き続き検討を行う。

## 方針4

経年劣化を踏まえた点検内容の見直しや、実施率が低い点検項目に対する対策、また、新しい技術を用いた点検方法の合理化等について、関係工業会と連携を図りながら別途検討を行う。